

第1号様式（第8条第1項関係）

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏名（法人名）
代表者氏名

物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進事業における補助金交付申請書

下記により物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進事業における補助金の交付を受けたいので、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号）第4条及び物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、申請します。

記

1 補助事業の概要

補助事業に要する経費 (総事業費)	金	円	
補助対象経費	金	円	
補助金交付申請額 (千円未満切り捨て)	金	円	
補助事業の開始予定期日	年 月 日	補助事業の完了予定期日	年 月 日

2 代表申請者（※1）に関する事項

法人番号 (法人のみ)			
フリガナ 法人 (個人事業主は商号・屋号)			
本社・本部等所在地の住所 (個人事業主は主たる事業所所在地)	(郵便番号)		
代表者	フリガナ 役職・氏名		
	電話番号	メールアドレス	

※1 リースの場合は、リース事業者を記載すること。

2-2 共同申請者（※2）に関する事項

法人番号 (法人のみ)			
フリガナ 法人 (個人事業主は商号・屋号)			
本社・本部等所在地の住所 (個人事業主は主たる事業所所在地)	(郵便番号)		
代表者	フリガナ 役職・氏名		
	電話番号	メールアドレス	

※2 リースの場合は、補助事業でZEVトラック等を導入する施設を運営する事業者を記載すること。

3 添付書類

ア 国補助金の交付決定通知書の写し

※申請時において国の補助事業の交付決定を受けていない場合は、国への申請内容が分かる書類（補助金交付申請書等）の写しを添付し、決定後速やかに大阪府あて提出すること。

イ 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（発行日から3か月以内のもの）

ウ 税務署発行の納税証明書「その3の3」（法人税と消費税及び地方消費税に未納の税額がないこととの証明書（発行日から3か月以内のもの））及び大阪府税事務所発行の「府税及びその附帯徴収金について未納の徴収金のないこと」の証明書（発行日から3か月以内のもの）

エ 導入車両等に係る支出予定額を確認できる見積書その他の書類

オ 導入車両等の性能が分かる仕様書、カタログ等

カ その他参考となる書類（知事が別に指示する書類等）

4 担当者連絡先

担当者（役職・氏名 ^{フリガナ} ）			
電話番号		メールアドレス	
送付先住所	（郵便番号）		

ZEVトラック(EV・FCトラック)

ZEVトラックを導入する者(補助金を受ける者)の氏名又は名称及び住所	氏名又は名称: 所在地:
導入するZEVトラックの使用の本拠の位置	
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 所在地:
導入するZEVトラックのメーカー名等	メーカー名: 車名: 型式:
事業完了(予定)日 ※導入車両の新車新規登録日、EVトラック又はFCトラックの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
補助対象経費	金 円 (金 円/台)
国補助事業等の交付決定(申請)額	金 円 (金 円/台) ※ (a)
導入台数	台 ※ (b)
補助金交付申請額 ((a) × 1/4 × (b)) (上限を超える場合は上限額。千円未満切り捨て。)	金 円

- (注) 1 補助対象となる導入トラックごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の自動車を複数導入する場合にあっては、それらを1枚にまとめることができる。
- 2 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
- 3 国補助事業の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
- 4 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減 ・ 車両本体価格から減額 ・ 借受人に現金で還付

充電設備

充電設備を導入する者(補助を受ける者)の氏名又は名称及び所在地	氏名又は名称: 所在地:
設置等場所	
使用者(借受人)の氏名又は名称及び住所 ※所有者と使用者が同一の場合は記入不要	氏名又は名称: 住所:
充電設備のメーカー名等	メーカー名: 型式: 出力: 充電口数:
事業完了(予定)日 ※導入車両の新車新規登録日、EVトラック又はFCトラックの改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は充電設備を設置した日のいずれか遅い日を記入	年 月 日
導入基数	基 ※ (a)
補助対象経費(本体価格)	金 円 (金 円/基)
国補助事業の交付決定(申請)額(本体価格)	金 円 (金 円/基) ※ (b)
補助金交付申請額(本体価格)((a) × (b) × 1/4) (千円未満切り捨て。)	金 円

- (注) 1 補助対象となる充電設備ごとに1枚ずつ作成すること。ただし、同一の充電設備を複数導入する場合(設置場所が異なるものは除く)にあつては、それらを1枚にまとめることができる。
- 2 補助金に係る消費税及び地方消費税は補助対象経費としない。
- 3 国補助事業の交付決定額は、当該交付決定前の場合は補助金交付申請額を記入する。
- 4 自動車リース事業者にあつては、リース料に対する補助金の取り扱いについて、以下の中から適当なものに○を付すこと。

月額リース料率を低減	・	車両本体価格から減額	・	借受人に現金で還付
------------	---	------------	---	-----------

要件確認申立書

大阪府知事 様

私(当団体)は、大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、物流の脱炭素化(EV・FCトラック)促進事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の内容について申立てます。

記

※各項目を確認し、はい・いいえのどちらかを○で囲んでください。

申 立 事 項		
1	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する 暴力団 、同法第2条第6号に規定する 暴力団員 、大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する 暴力団密接関係者 である。 ※「暴力団密接関係者」については、次の2～6も確認してください。	はい・いいえ
2	自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、 暴力団 又は 暴力団員 を利用するなどしている。	はい・いいえ
3	暴力団 又は 暴力団員 に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に 暴力団 の維持、運営に協力し、若しくは関与している。	はい・いいえ
4	暴力団 又は 暴力団員 であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。	はい・いいえ
5	暴力団 又は 暴力団員 と社会的に非難されるべき関係を有している。	はい・いいえ
6	(事業者においては、)次に掲げる者のうちに暴力団員又は上記2～5のいずれかに該当する者がいる。 ・事業者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるか否かを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。) ・支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織(以下「営業所等」という。)の業務を統括する者 ・営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同様以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者 ・事実上事業者の経営に参加していると認められる者	はい・いいえ
7	法人にあつては罰金の刑、個人にあつては拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
8	公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から1年を経過しない者である。	はい・いいえ
9	規則第2条第2号イ～ハまでのいずれかの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、大阪府が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、規則第15条に基づき、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消されても、何ら異議の申し立てを行いません。	はい・いいえ

10	間接補助事業者に当該補助事業の全部又は一部を行わせる場合には、当該間接補助事業者が上記各号のいずれかに該当することとなった場合又はいずれかに該当していたことが判明した場合にその旨を直ちに届出ます。	はい・いいえ
11	暴力団等審査情報を、大阪府暴力団排除条例第 26 条に基づき、大阪府警察本部に提供することに同意します。	はい・いいえ

※「1」～「8」で「はい」に「○」を付けた場合及び「9」～「11」で「いいえ」に「○」を付けた場合は、補助金の支給を受けることはできません。

年 月 日

住所（所在地）

名称（団体名）

氏名（代表者）

暴力団等審査情報

大阪府補助金交付規則(昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。)第4条第2項第3号の規定に基づき、物流の脱炭素化(EV・FCトラック)促進事業の補助金にかかる交付申請を行うにあたり、規則第2条第2号イに該当しないことを審査するため、本書面を提出するとともに、大阪府暴力団排除条例第26条に基づき、府警察本部へ提供することに同意します。なお、役員の変更があった場合は、直ちに本様式をもって報告します。

	氏名		生年月日(半角)				性別	住所(所在地)
	か(半角)	漢字	元号	年	月	日		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								

年 月 日

住所(所在地) _____

名称(団体名) _____

氏名(代表者) _____

年 月 日

大阪府知事 様

住 所
氏名（法人名）
代表者氏名

物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進事業における補助金に関する誓約書

物流の脱炭素化（EV・FCトラック）促進事業の補助金を交付申請するにあたり、下記の内容について誓約します。

記

各項目を確認し、確認欄にチェックを記入してください。

	内容	確認欄
1	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽はありません。	
2	本補助金の申請にあたり提出した書類の記載内容に虚偽が判明した場合は、本補助金の返還の支払いに応じます。	
3	大阪府からの検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。	
4	府税（都道府県税）は完納しています。	
5	本補助金を受けた事業者名・施設の名称・所在地、補助対象車両等（ZEVトラック及び充電設備）の台数及びその他知事が必要と認めるものの公表について同意します。 また、公表については、充電設備を設置する駐車場を有する施設の管理者等の了承を得ています。	
6	使用人その他従業員に暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する者はいません。	
7	※充電設備を申請する場合のみチェックしてください。 充電設備を設置する土地の利用の権利を有しています。また、必要に応じてそれを証する書類などを大阪府へ提示します。	